

## 高齢者虐待防止指針

(高齢者虐待防止法のための指針)

公益財団法人 ニッセイ聖隷健康福祉財団  
奈良ニッセイエデンの園

### 1. 高齢者虐待防止法の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上(奈良ニッセイエデンの園においては 60 歳)の者と定義されています(高齢者虐待防止法(以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。)第 2 条 1 項)。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待を以下のように定義します。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待)

- (1) 身体的虐待  
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
- (2) 介護・世話の放棄・放任  
高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
- (3) 心理的虐待  
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 性的虐待  
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待  
養介護施設従事者が高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

～「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲～

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれないような状態に置かれること」と捉えたうえで高齢者虐待防止法の対象を規定したものです。合わせて「不適切ケア」に関しても同様です。

### 2. 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、以下の責務が規定されています。

#### ① 保険・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

### 3. 通報義務(対応)

虐待を受けたと思われる高齢者を養介護施設従事者等が発見した場合、重大な危険の有無に関わらず通報義務が生じます。(高齢者虐待及び高齢者虐待疑いに関しては、本部初期対応に準じます。)入居者(利用者)の安全確保を最優先した対応を実施のうえ、職員は管理者またはこれに準ずるものに直ちに報告します。管理者は速やかに市町村に報告します。

- ① 管理者は、事実関係を調査の上、市町村の指示に基づき対応するとともに、入居者(利用者)、身元引受人等に調査の結果を報告します。
- ② 安心な生活を取り戻すために必要な取り組みを行うとともに虐待防止検討委員会において速やかに発生原因の分析を行い、具体的な再発防止策を策定し、これを全職員に周知・徹底して、再発防止に努めます。

#### 4. 高齢者虐待・不適切ケア防止の取り組み

不適切ケアから高齢者虐待に移行する可能性もあり、日々の業務の中で意識を持つためにも、園内勉強会の実施を定期的に行います。また「虐待の芽チェックリスト」等ツールを使いケアについて見つめなおし振り返ります。

- ① 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として、多職種で構成する虐待防止検討委員会を設置します。同委員会は毎月1回の開催を行います。
- ② 虐待防止検討委員会の詳細は、虐待防止検討委員会規約に定めます。また、委員会で話合われた内容や決定事項については、全職員に回覧又は研修等を通じて周知徹底を図ります。
- ③ 本園における「虐待防止の担当者」はケアサービス責任者(管理師長)とし、虐待防止措置の適切な実施と管理、環境整備に努めます。

#### 5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待防止の徹底を行います。
- ② 虐待防止のための職員研修は年2回以上実施します。新規採用時には受講を必須とします。
- ③ 研修を受講していることが証明できるよう研修内容や参加者名簿等の記録を行います。

#### 6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制

- ① 入居者またはその家族等の相談窓口は、重要事項説明書及び管理規定に定めます。
- ② 職員等の相談窓口は、各部署の職場長、副園長、管理師長、園長とします。
- ③ 園長は、虐待等が発生した場合は、遅延なく事業部長及び運営管理部長に報告します。

#### 7. 成年後見人制度の利用支援に関する事項

- ① 虐待の防止のため必要があるときは、身元引受人等と連携の上、成年後見人制度の利用を支援します。
- ② 園内で司法書士等による成年後見人に関する説明会を定期的に行うよう努めます。

#### 8. 虐待等にかかる苦情解決方法に関する事項

- ① 園の苦情処理細則(苦情処理マニュアル)に則り解決を図ります。
- ② 解決が困難な場合は公益社団法人全国有料老人ホーム協会の苦情処理委員会に付託します。

#### 9. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、入居者及び身元引受人や家族がいつでも自由に閲覧できるよう、施設内(フロント、相談スペース等)に備え置きかつホームページにも公開します。

#### 10. この指針を改定する時は、虐待防止検討委員会及び管理会議の承認を得るものとします。

2018年4月1日作成  
2026年9月26日改定  
2026年10月14日改定